

会期の早期決定のための一般質問の見直し例について

【基本的考え方】

現在、一般質問は、会派基礎時間を含む会派持ち時間制で実施しているが、本来、一般質問は、会派の所属にかかわらず、議員個人の権利として質問できるものであることから、質問時間は、原則として、各議員に平等に付与されるべきと考える。

そこで、現在の個人比例配分時間 20 分を基本として、他政令市の状況も参酌して、次のとおり、たたき台として見直し例を作成したのでお示しする。

【見直し例】

- ・ 会派持ち時間制は変更しないが、一般質問の各会派の持ち時間の算定に当たっては、「個人比例配分時間」（1 人 20 分）のみを基本とすることとし、「会派基礎時間」（5 分に所属議員数を乗じて得た時間（ただし、最高限度 60 分））は適用しないものとする。
よって、「個人比例配分時間」×「各会派所属議員数」＝ 各会派持ち時間 となる。
- ・ 上記の「各会派所属議員数」からは、先例・慣例により一般質問を行っていない議長・副議長・監査委員（2 人）は除くものとする。

【見直し例による一般質問の開催日数】

- ・ 各会派持ち時間の合算に 1.5 を乗じて得た時間が、答弁を含めた概ね最大限の各会派の一般質問に要する時間と推定される。
そして、それらの合算が、1 定例会の最大限の一般質問に要する時間となる。
- ・ 上記の見直し例を適用して、1 定例会の最大限の一般質問に要する時間を算定すれば、1,380 分となる（所属議員数・役職は現状のとおり）。

会派名	所属議員数	質問対象者数	会派持ち時間 (1人20分×質問対象者数)	会派持ち時間 × 1.5
自民党（監査委員 1 人）	17 人	16 人	320 分	480 分
未来民進ちば（副議長）	12 人	11 人	220 分	330 分
公明党（監査委員 1 人）	8 人	7 人	140 分	210 分
共産党	7 人	7 人	140 分	210 分
市民ネットワーク	3 人	3 人	60 分	90 分
無所属	1 人	1 人	20 分	30 分
無所属	1 人	1 人	20 分	30 分
無所属（議長）	1 人	—	—	—
計	50 人	46 人	920 分	1,380 分

- ・ 一般質問の開催時の定例会の 1 日の会議時間を算定すれば、330 分となる。

	10:00～ 12:00	13:00～ 15:00	15:30～ 17:00	計	2 日間	3 日間	4 日間	5 日間
会議時間 ①+②	120 分	120 分	90 分	330 分	660 分	990 分	1,320 分	1,650 分
質問時間①	80 分	80 分	60 分	220 分				
答弁時間②	40 分	40 分	30 分	110 分				

※ 12:00～13:00・15:00～15:30 は、休憩時間として除外

- ・ よって、両者を比較すれば、1 定例会の一般質問の開催日数は、4 日間（4.18 日）に収まることとなる。